第二十四条第三項の表第四百二十六条第三項の項の次に次のように加える。

第四百二十六条第七項	役員等	理事

第二十四条第三項の表第四百二十六条第六項の項中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改め、同表第四百二十七条第一項の項中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同表第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同項の次に次のように加える。

第四百二十七条第二項	株式会社	組合の理事若しくは監事又はその子会社

第二十四条第三項の表第四百二十七条第三項の項中「社外取締役」を「同項に規定する取締役」に改める。

第二十六条中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項」に改める。

第二十八条第一項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第四百八十三条第四項の項を次のように改める。

第四百八十三条第四項	第四百七十八条第一項第一号	中小企業等協同組合法第六十八条第一項
	取締役が清算人	理事が清算人
	代表取締役	代表理事

第二十八条第二項の表第四百二十六条第六項の項中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改め、同表第四百二十七条第一項の項中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改め、同表第四百二十七条第三項の項中「社外取締役」を「同項に規定する取締役」に改め、同表第三百五十七条第一項の項中「監査役設置会社」の下に「にあっては、監査役」を「、監査役」に、「の組合」の下に「にあっては、監事」を加え、同項の次に次のように加える。

第三百八十一条第二項及び第三百八十五条第一項	監査役は	監事は

第二十八条第三項の表第三百八十一条第二項、第三百八十五条第一項及び第三百八十六条の項中「及び第三百八十六条」を「並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同表第三百八十六条第一項の項の次に次のように加える。

第三百八十六条第一項及び第二項	監査役が	監事が

第二十八条第四項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第八百四十九条第二項第一号の項中「第八百四十九条第二項第一号」を「第八百四十九条第三項第一号」に、「監査役設置会社」を「監査役設置会社　監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）」に、「の組合」を「の組合　監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」に改め、同表第八百五十条第四項の項中「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第百三条第三項」を、「第百二十条第五項」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加え、同条第五項中「これら」を「同法」に改める。

（商店街振興組合法施行令の一部改正）

第三条　商店街振興組合法施行令（昭和三十七年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百五十七条第一項の項中「監査役設置会社」の下に「にあっては、監査役」を、「の組合」の下に「にあっては、監事」を加え、同項の次に次のように加える。

第三百八十一条第二項、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号	取締役	理事

第三条第一項の表第三百八十一条第二項及び第三項、第三百八十五条第一項並びに第三百八十六条の項中「第三百八十六条」を「第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同表第三百八十一条第三項の項中「第四十四条第五項」を「第四十四条第五項第二号」に改め、同表第三百八十六条第一項の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百八十九条第二項の項の次に次のように加える。

第三百八十九条第三項及び第四項	取締役	理事

第三条第二項の表第三百八十九条第五項の項中「第四十四条第五項」を「第四十四条第五項第二号」に改め、同表第三百八十九条第七項の項中「並びに第三百八十四条から第三百八十六条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第四条中「これら」を「同法」に改め、同条の表に次のように加える。

第三百六十八条第一項	各監査役	各監事
第三百六十八条第二項	及び監査役	及び監事

第五条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第四百二十六条第六項の項中「第四百二十六条第八項」に改め、同表第四百二十七条第一項の項中「社外取締役、」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に、「組合員外監事（組合の監事であって、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員若しくは使用人でなく、かつ、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（同法第四十四条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったものをいう。以下同じ。）」を「監事」に、「組合員外監事が」を「監事が」に、「組合員外監事と」を「監事と」に改め、同表第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に、「組合員外監事」を「監事」に改め、同表第四百二十七条第三項の項中「社外取締役」を「同項に規定する取締役」に改める。

第六条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第八百四十九条第二項第一号の項中「第八百四十九条第二項第一号」を「第八百四十九条第三項第一号」に改め、同表第八百五十条第四項の項中「第五十五条」の下に「、第百二条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。